

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

大田市長 様

施設所有者 住 所

氏 名

請 書

施設 の 所 在 地	大田市 町 番地
施設 の 名 称	団地 住宅ビル
管 理 責 任 者	

上記施設に受水タンク以下の装置を設置するに当たって、下記条件をお請けします。

記

(管理責任)

- 1 受水タンク以下の装置は水道法(昭和32年法律第177号)でいう給水装置ではないので、受水タンク以下の装置及びそれにより供給される水の水質及び衛生等の管理は、管理責任者が責任をもって行うこと。

(管理上の対策)

- 2 前項の管理責任を果すため、漏水防止、修繕工事及び水質管理等については、修繕工事を行う者の指定など事故発生時における具体的な対策を設けること。

施設所有者が指定する大田市水道事業指定給水装置工事事業者	
住 所	
氏 名	Ⓜ
当社は、前記申請施設内で発生する給水に関する事故について責任をもってお請けします。	

(装置)

3 受水タンク以下の装置は、給水装置の構造及び材質に関する水道法及び水道法施行令(昭和32年政令第336号)に定める基準に適合していること。

(親メーター)

4 受水タンクの上流には、大田市水道事業が定める量水器を設置する。

(子メーター)

5 受水タンク以下の装置に大田市水道事業が定める各戸の量水器(以下「子メーター」という。)を設置する。

(水道料金の徴収)

6 水道料金は、子メーターにより算出したものを各戸に請求する。

(届出義務)

7 受水タンク以下の装置に関する次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに水道課に届けること。

(1) 受水タンク以下の装置の設置者に異動があったとき。

(2) 管理責任者又は業者を変更したとき。

(3) 受水タンク以下の装置の改善又は変更工事をしようとするとき。

(各戸使用者の周知義務)

8 この条件において、各戸使用者の利害に直接関係のある事項については、設置者又は管理責任者において各戸使用者に周知徹底すること。

添 付 図 面

- 1 建築物の配置図
- 2 各階の平面図
- 3 タンクの構造、設置位置及び配置図
- 4 ポンプの型式及び能力
- 5 その他水道課が必要と認める書類